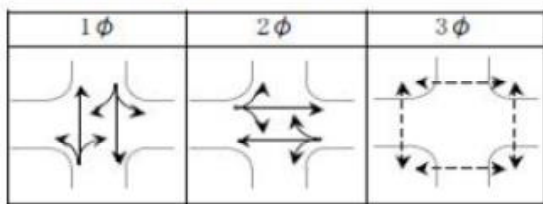


# 歩車分離式信号機について

歩車分離式信号とは、歩行者と右左折車両が交錯することにより、交通事故の発生が懸念される交差点について、歩行者と車両の通行時間帯を分離して、歩行者と車両との衝突等による交通事故防止を図る目的で制御した信号機です。

本県には、令和8年3月末現在、県内119か所に設置しています。

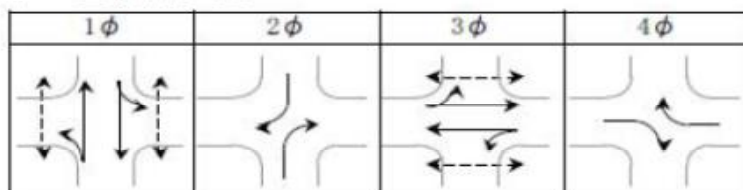
## 歩行者専用現示方式



※ 歩行者と車両の現示を完全に分離し、歩行者専用現示で全方向(斜め横断不可)の歩行者の横断を許可するもの。

宇都宮市池上町、馬場通り1丁目など、県内55か所に設置しています。

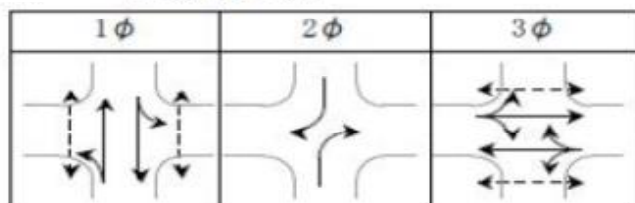
## 右折車両分離方式 全横断歩道



※ 右折する車両と歩行者の現示を分離するもの。主道路・従道路ともに右折車両と歩行者の分離を採用しているもの。

芳賀町芳賀工業団地管理センター前など、県内18か所に設置しています。

## 一部横断歩道



※ 右折する車両と歩行者の現示を分離するもの。

主道路又は従道路の一方方向で右折車両と歩行者の分離を採用しているもの。

宇都宮市西川田本町交差点など、県内46か所に設置しています。

歩車分離式は歩行者の安全確保

